

# Global Issues

## 難民と人権

Kuniko Inoguchi

### グローバル化と安全保障概念の変容

表1 ナショナル・セキュリティと人間の安全保障

	主体	客体	脅威の源泉	手段	目的
伝統的ナショナル・セキュリティ	国家	国家(国民)	国外/軍事的	軍事力 外交	国家(国民)・主権国家システムの維持・生存
人間の安全保障	国家 非政府主体 国際機構	人びと	戦争/内戦 難民化 飢餓、貧困 人権抑圧 環境破壊	予防外交 人道的介入 人道的支援 社会統合 人間開発	人びとの生存・尊厳の保障

「複合的ガバナンス」

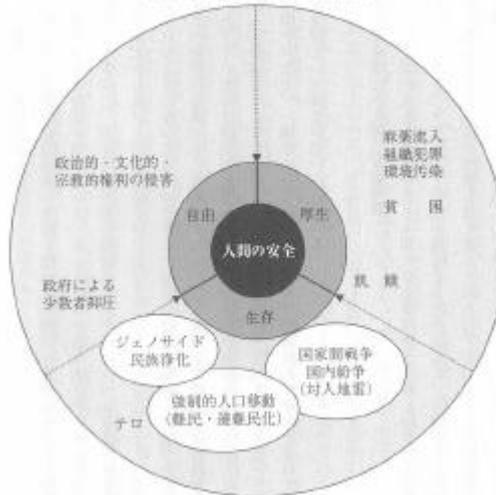
主体の重層性  
外発性+内発性

問題領域の包括性

- 栗栖薫子 「人間の安全保障 主権国家システムの変容とガバナンス」 赤根谷達雄・落合浩太郎編 『新しい安全保障』論の視座』 亜紀書房 2001年 131頁

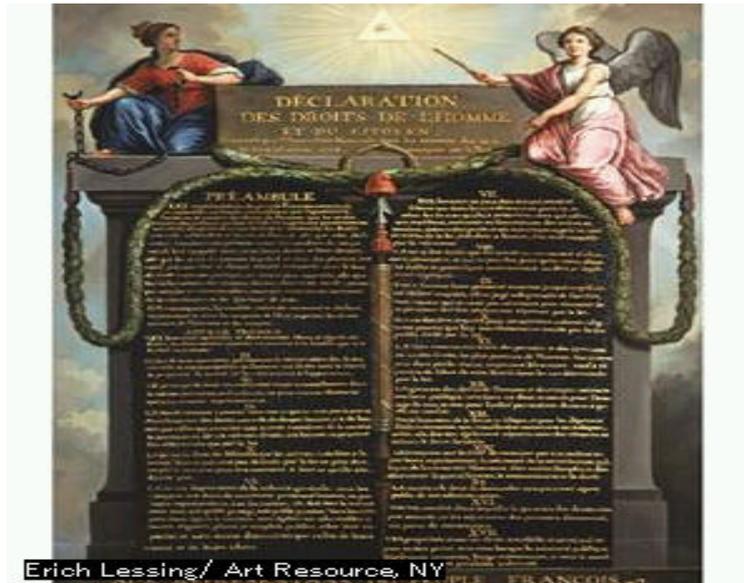
## 人間個人を中心とした安保概念の再構成 人権への回帰

図1 人間の安全についての概念



- 栗栖薫子 「人間の安全保障 主権国家システムの変容とガバナンス」 赤根谷達雄・落合浩太郎編 『「新しい安全保障」論の視座』 亜紀書房 2001年 131頁

## 人権概念の起源と歴史的展開 フランス人権宣言



Erich Lessing / Art Resource, NY

## 国連関係人権条約

表1 主要人権条約一覧 (開国日・効力発生日・対日発効日) 締約・署名国数 (1995-6/30)

【1】 国連関係人権条約 (1995/11/28現在) (1996/1/14現在)

1. 世界人権宣言 (1948/12/10)	
2. 社会権規約 (1966/12/16, 1976/3/3, 1979/9/21)	*133/3
3. 自由権規約 (1966/12/16, 1976/3/23, 1979/9/23, § 41未宣言)	*132/2
4. 自由権規約第一選択議定書 (1966/12/16, 1976/3/23)	56/2
5. 自由権規約第二選択議定書 (1966/12/15, 1991/7/11)	28/4
6. 人権進歩条約 (1987/12/21, 1990/1/4, 1996/1/24, § 未宣言)	**146/6
7. アパルトヘイト条約 (1973/11/20, 1976/7/18)	39/1
8. スポーツ及びアパルトヘイト条約 (1985/12/30, 1988/4/3)	58/28
9. ジェノサイド条約 (1948/12/9, 1951/1/12)	115/3
10. 児童の権利条約 (1989/11/20, 1990/9/2, 1994/3/22)	*182/3
11. 女子差別撤廃条約 (1979/12/18, 1981/9/3, 1993/7/23)	*147/8
12. 種人差別撤廃条約 (署名開放: 1953/3/31, 1954/7/7, 1955/10/11)	104/5
13. 逃婢婦人の国連条約 (署名開放: 1957/2/20, 1958/8/11)	84/9
14. 船舶の児童・徴兵年齢・登録条約 (署名開放: 1962/12/10, 1964/12/9)	43/7
15. 拷問等禁止条約 (1984/12/10, 1987/6/26)	*91/13
16. 奴隷条約 (1926/9/25, 1927/3/9)	75/9
17. 奴隷条約改定議定書 (1953/10/25, 1953/12/7)	56/0
18. 改正奴隷条約 (1953/10/25, 1955/7/7)	91/1
19. 奴隷制禁止補足条約 (1956/9/7, 1957/4/30)	114/3
20. 人身売買禁止条約 (署名開放: 1950/3/21, 1951/7/25, 1955/7/30)	70/4
21. 無国籍者削減条約 (1961/8/30, 1975/12/13)	18/4
22. 無国籍者の地位条約 (1954/9/28, 1960/6/8)	42/7
23. 難民条約 (1951/7/28, 1954/9/22, 1962/1/1)	124/0
24. 難民議定書 (作成: 1967/1/31, 1967/10/4, 1982/1/1)	120/0
25. 戦争犯罪への処罰不適用条約 (1968/11/26, 1978/11/11)	39/1
26. 移住労働者・家族の権利条約 (1990/12/18)	4/4

畑博行・水上千之編．1992．『国際人権法概論』、有信堂。

## 世界人権宣言 (前文)

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 国際人権規約

- 英語の正式名称は、International Covenants on Human Rights。国連人権委員会は、世界人権宣言について、国際人権規約の起草作業をおこない、1966年12月の第21回国連総会において、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約またはA規約と通称)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約、B規約と通称)ならびに「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」(選択議定書または第1選択議定書)が採択された(いずれも76年に発効)。日本はA・B規約について79年に批准。国際人権規約は、これらの総称であり、国際社会が人権の分野で打ち立てた金字塔である。なお、「死刑の廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」が89年に採択(91年発効)された。日本は第1、第2選択議定書ともに批准していない。
- 国際人権規約の第1の特徴は、社会権規約および自由権規約の共通第1条に人民の自決権に関する規定がおかれたことである。人民の自決権という、いわば集団の権利が規定されたのは、人民の自決権の保障なくしては個人の人権もありえないという考え方による。
- 第2の特徴は、自由権と社会権を区別し、それぞれについて国家にことなる義務を課したことである。すなわち、自由権規約は、締約国にただちに実施の義務を課し、さらにこのため、必要な立法措置や権利侵害に対する効果的な救済措置をとることを義務づける。他方、社会権規約は、締約国に対して、規約上の権利を漸進的に達成するため自国の利用可能な手段を最大限にもちいて行動する義務を課す。両規約に列挙された諸権利は、おおむね世界人権宣言にかかげられた諸権利に対応しており、いずれもより詳細かつ精密に規定し、条約化したものといえる。
- 国際人権規約の履行を確保するため、国家は報告義務をおり、上記の第1選択議定書にもとづく個人通報制度が採用されている。自由権規約についての国家の報告は、規約のもとに設置された個人の資格の委員で構成される規約人権委員会が審議し、人権尊重の実をあげるべく努力している。また、個人通報制度のもとでは、自由権規約上の権利を侵害された個人が規約人権委員会に対して通報することができる。社会権規約については、社会権規約委員会がもうけられ、これが任にあたることになった。
- "国際人権規約," Microsoft(R) Encarta(R) Encyclopedia 2000. (C) 1993-1999 Microsoft Corporation. All rights reserved.

## 人種差別撤廃条約

### [International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination]

- 1959年から60年にかけて、ナチズムの象徴であるかぎ十字の落書きや反ユダヤ的事件が続発し、60年3月21日に南アフリカで開かれた反アパルトヘイトの平和的集会が政府の弾圧によって流血の惨事となった(この日は後に国際人種差別撤廃デーに指定された)。国連は63年11月、人種差別撤廃宣言を発し、65年12月条約を採択、69年1月発効した。日本について96年1月に発効し、日本は146番目の当事国となった。禁止される人種差別は、人種、皮膚の色、家系、民族的または種族的出身に基づく区別や除外や制約や優先度であって、政治、経済、社会、文化その他の公的な生活分野で、人権と基本的自由の承認や享有や行使を無効にしたり、害する目的や効果を持つものである。この条約は、女子差別と宗教差別以外のすべての差別を扱う条約として今日機能している。  
条約の履行を確保するため人種差別撤廃委員会という国際機関が新設され、この委員会は当事国の報告を審議し、異議申し立てを受理するほか、一定の条件で個人や団体の申し立ても受理し、審理できる。

- <http://imidas.shueisha.co.jp/nyujo/search/genre.html>

## アパルトヘイト犯罪条約

[International Convention on the Suppression and Punishment  
of the Crime of Apartheid]

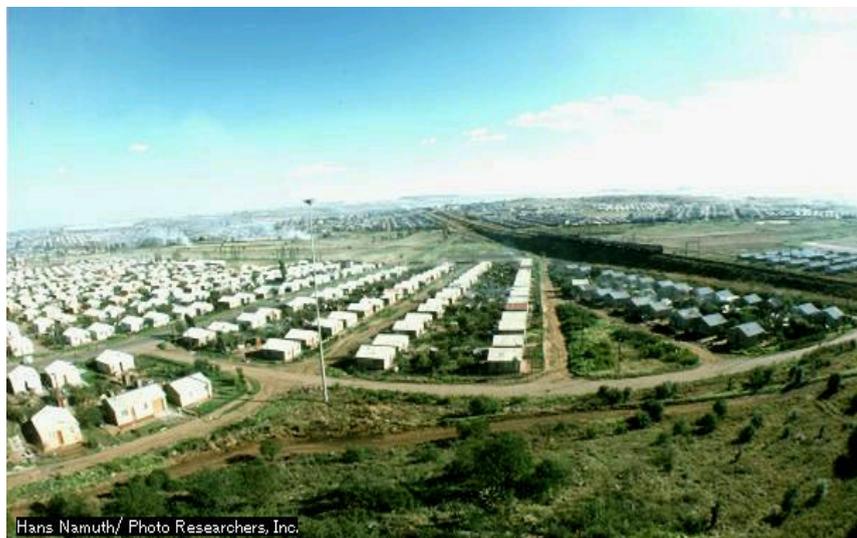
- アパルトヘイト罪の鎮圧及び処罰に関する国際条約。1973年の第28回国連総会で採択され、76年に発効

- <http://imidas.shueisha.co.jp/nyujo/search/genre.html>

## アパルトヘイト Apartheid

- 南アフリカで実施されていた人種差別政策。アパルトヘイトとは、アフリカーンス語で分離を意味し、支配する少数の白人と支配される多数の非白人との厳格な人種的区別をいう。国民党は1948年の選挙キャンペーンで公式にアパルトヘイトを提唱、選挙での勝利によって、南アフリカの支配的な政策になり、90年代までつづいた。今日では、アパルトヘイトの基礎となる法律はなくなったが、社会・経済・政治面での白人と非白人との不平等はのこっている。
- アパルトヘイト関連法は、国民を3つの主要な集団、白人、バントゥー(アフリカ黒人、カラド(混血))に分類した。のちに、アジア人(インド人、パキスタン人など)は第4のカテゴリーとしてくわえられた。そして、各集団の居住地、職業、学校などがさだめられた。人種間の結婚が禁止され、公共施設も区別され、非白人は政府に代表をおくることさえできなかった。しかも、非白人にだけ、登録証の携行が義務づけられた。アパルトヘイトに反対する人は共産主義者とみなされ、政府は治安法によってきびしくとりしまった。
- アパルトヘイトが公式の政策になる以前にも、南アフリカは長い間人種差別と白人優位の歴史をあゆんできた。南アフリカ連邦の成立した1910年、議会の被選挙権は白人に限定され、13年の立法で黒人の土地所有は、南アフリカ全土の9%(1936年に13%まで拡大)に限定された。多くのアフリカ人がこうした制限に反対し、12年にアフリカ民族会議(ANC)が創設された。そして、50年代に公式の政策となったアパルトヘイトに対してANCは、「南アフリカは黒人であれ白人であれ、そこにすむ人みんなの国である」と宣言した。60年3月には、シャープビルで反アパルトヘイト蜂起がおこり、政府の武力鎮圧によって多くの犠牲者をだした。こののち政府は、ANCをはじめとするすべてのアフリカ黒人の政治団体を非合法化した。
- 1960年代から70年代半ばまで、政府はアパルトヘイトを分離発展政策に転換しようとした。59年に制定されたバントゥー自治促進法によってアフリカ人にはバントゥースタン(ホームランド)とよばれる不毛の土地を新たにわりあて、いずれば、南アフリカに従属する小規模の主権国家にする計画をたてた。しかし、この「独立」をアフリカ人はもちろん、世界のどの国もみとめず、南アフリカ国内でのアパルトヘイトに抗議するストライキ、ボイコット、デモは増大した。さらに、75年にアフリカ南部のモザンビークとアンゴラで解放と独立が実現するにおよんで、南アフリカ政府は制限をゆるめざるをえなくなった。
- 1970年代半ばから80年代半ばにかけて、政府は黒人の労働組合をみとめ、反対派の政治活動をゆるす一連の改革を実施した。そして、84年に実施された憲法改正で、カラドとアジア人に参政権を与え別々の議院設置をみとめ、人種別三院制議会としたが、人口の75%をしめる黒人は依然として除外された。アパルトヘイトへの国際的批判は高まり、多くの国が経済制裁を実施した。そして、国内都市部での暴動が激化する中で、政府のアパルトヘイト政策はくずれた。90年、デクラーク新大統領は、アパルトヘイトの終結を宣言してANCの指導者マンデラを釈放、アフリカ黒人の政治団体を合法化した。ついで、94年には黒人が投票をみとめられたのはじめての議会選挙でANCが第1党となり、マンデラが大統領に就任した。
- "アパルトヘイト," Microsoft(R) Encarta(R) Encyclopedia 2000. (C) 1993-1999 Microsoft Corporation. All rights reserved.

## 黒人移住区ソウェト



## ジェノサイド条約

### [Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide

- 正式には集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約。1948年12月、第3回国連総会において採択され、51年1月発効。2000年8月1日現在130カ国が当事国であるが、日本は参加していない。ジェノサイド（集団殺害）は、第二次大戦中にアメリカのレムキンがその著書の中で初めて用いた造語であり、集団それ自体の絶滅を目的とする迫害を意味する。ナチスによるユダヤ人迫害のような行為が再び行われないように条約を作る必要が強調され、これにこたえて46年12月11日、第1回国連総会で、集団殺害が文明世界によって罪悪と認められた国際法上の犯罪であることが宣言され、条約化された。

<http://imidashueisha.co.jp/nyujo/search/genre.html>

## 拷問禁止条約

[Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment]

正式には「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する条約」と呼ばれ、第39回国連総会が1984年12月に採択し、署名のため開放した。75年の第30回国連総会は、南部アフリカやチリ等に見られる劣悪な人権状況から拷問等禁止宣言を採択し、国連人権委員会に対しこの宣言遵守のための措置と被拘禁者保護に関する原則の作成を要請した。さらに77年の第32回国連総会が、同宣言の具体化を図る条約案の作成を要請し、7年越しの検討を経て成立させた。全文33カ条から成り、政府などが必要な自白や情報を得るために加える激しい肉体的、精神的苦痛を伴うすべての行為を禁止し、反拷問委員会を設置した。条約当事国は2000年6月21日現在119カ国。日本は未加盟。

## その他の人権関係条約

### 【II】 その他の人権関係条約 (1993/12/31現在)

#### (a) ILO 関係

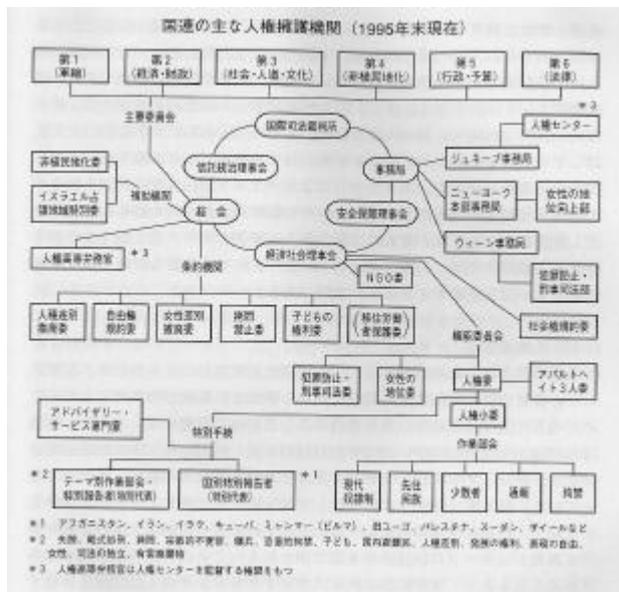
1. 結社の自由・団結権保護条約・87号 (1948/7/9, 1950/7/4, 1966/6/14) 102/0
2. 団結権・団体交渉権条約・98号 (1949/7/1, 1951/7/18, 1954/10/20) 117/0
3. 男女同一報酬条約・100号 (1951/6/29, 1953/5/23, 1968/8/24)
4. 強制労働条約・29号 (1930/6/28, 1932/5/1, 1933/11/21)
5. 強制労働廃止条約・105号 (1957/6/25, 1959/1/17, / )
6. 雇用・職業差別禁止条約・111号 (1958/6/25, 1960/6/15, / )
7. 家族的責任平等条約・156号 (1981/6/23, 1983/8/11, 1995/6/12)

#### (b) UNESCO 関係

1. 教育差別禁止条約 (1960/12/14, 1962/5/22, / ) 84/0

畑博行・水上千之編．1992．『国際人権法概論』、有信堂。

## 国連の人権関連機関一覧



阿部浩之・今井直・1996. 『国際人権法』、日本評論社

## 国連人権条約機関

### [Human rights treaty bodies]

- 国連が中心になって採択した国際人権諸条約の主なものは、条約の履行を確保するための委員会を設け、規定の実施の監視に努めている。具体的には、自由権規約委員会（市民的権利および政治的権利に関する国際規約）、社会権規約委員会（経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約）、人種差別撤廃委員会（人種差別撤廃条約）、女子差別撤廃委員会（女子差別撤廃条約）、拷問禁止委員会（拷問禁止条約）、児童の権利委員会（児童の権利条約）がある。

これらの委員会は、社会権規約委員会を除き、厳密には国連とは別組織であり、それぞれの条約により独特の性格を持つ。しかし、委員会の活動は、国連総会または経済社会理事会に毎年報告され、報告書の内容や条約の批准状況は、国連の関心事として討議されている。条約の履行確保のため、委員会は以下のような国際的実施のための方法を採用している。(1)国家報告制度。条約の締約国政府が委員会に対して条約の履行状況に関する報告書を定期的に提出し、委員会が検討する。(2)個人通報制度。個人からの通報を委員会において受理することを受諾宣言などを通じて締約国があらかじめ承認し、委員会が個々の通報を審査する。現在この制度を持っているのは、自由権規約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約である。通報手続きを含む女子差別撤廃条約の選択議定書が、2000年署名のために開放された。

- <http://imidas.shueisha.co.jp/nyujo/search/ge>

## 国連人権委員会 Commission on Human Rights

- 国連経済社会理事会の下部機関で、人権問題全般にわたる助言のほか、国際人権基準の定立とその実施促進を目的とする機能委員会。構成国数は1947年発足当初の18から漸増して91年には53になり、地域別にアフリカ15、アジア12、中南米12、西欧その他10、ロシア・東欧4と配分されている。構成国の任期は3年、日本は82年から継続して構成国である。
- 法の定立の面では、世界人権宣言(1948)、国際人権規約(1966)の草案作成をはじめ、人種差別撤廃条約(1965年国連総会での採択)、拷問禁止条約(1984)、子供の権利条約(1989)などを起草してきた。また実施促進の面では、1960年代後半から人権侵害の事例についての年次公開討議や事情調査の実施(たとえばアパルトヘイト問題)、および個人・団体から国連によせられる通報にもとづく非公開討議などの手続きがとりいれられ、発展してきた。96年には、旧日本軍の従軍慰安婦問題をふくむ報告書に言及した「女性に対する暴力撤廃決議」を採択した。
- 通報は年間数十万件におよぶが、委員会審議への送付については人権小委員会で決定される。この小委員会は人権委員会の下部機関として1947年に設立されたもので、正式には差別防止及び少数者保護小委員会Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minoritiesといい、委員は国連加盟国が指名する候補者から秘密投票により個人の資格で選出される26名。世界人権宣言などにてらして、人権と基本的自由に関連するあらゆる種類の差別防止と、人種的・民族的・宗教的・言語的な少数者の保護に関する研究をおこない、人権委員会に勧告し、人権委員会からの要請にこたえて報告を作成する。
- 国連人権委員会はこうして事態改善を関係国にうながし、国際世論の形成をたすける機能をもっている。なお、1976年の前記の国際人権規約の発効にとまない、当事国の報告や個人からの通報を審議する人権委員会Human Rights Committeeが設置されているが、これは国連人権委員会との混同をさけるために規約人権委員会とよばれることもある。
- "国連人権委員会," Microsoft(R) Encarta(R) Encyclopedia 2000. (C) 1993-1999 Microsoft Corporation. All rights reserved.

## 人権・人間の安全保障への脅威としての難民問題



### ルワンダ難民キャンプ

1994年7月、ルワンダ難民約150万人がザイールに逃げ込み、世界最大規模の難民キャンプはさらに膨れあがった。ザイールのゴマ地域にあるキブンバ・キャンプで。

- <http://www.unhcr.or.jp/photo/photo07.html>

## 難民とは

refugeeは避難民とも亡命者とも訳されるが日本は1951年の「refugeesの地位に関する条約」に81年に加入する際、公式に難民と訳し、出入国管理及び難民認定法を制定した。一般に難民とは、戦争や政治的宗教的迫害などの危険を逃れるために住んでいた土地を離れざるを得なかった人のことで、自らの意思で求めた危険によって追われる政治犯とは異なり、自分の意思とは無関係なところから生まれる危険によって追われる人。したがって本質上、難民は大量発生を特徴とする。51年の難民条約と66年の難民議定書はこれらの難民に一定の保護を与えるものである。一般に国家には難民保護の法的義務はないが、少なくとも難民を迫害の待つところに追放したり送還してはならない。これをノン・ルフールマン原則（追放・送還禁止原則 Principle of non-refoulement）という。条約上、難民は人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者であり、難民と認定されれば、難民条約上の保護が受けられる。なお最近では、危険から逃れるために土地を離れざるを得なかった人々を**避難民**（displaced persons）、特に国内に留まっている人を**国内避難民**（IDP internally displaced persons）と呼び保護の対象として、条約上の難民と合わせて、広義に難民と呼ぶ。displaced personsは、避難民の訳語のほか、第二次世界大戦の折にドイツや日本によって強制的に移住や労働をさせられた人を指し、強制連行者とも訳された。

- <http://imidas.shueisha.co.jp/nyujo/search/genre.html>

## 難民保護の国際的制度 難民条約

### Convention Relating to the Status of Refugees]

- 1951年7月28日、難民及び無国籍者の地位に関する国連全権会議で採択し、54年4月22日発効（日本は82年1月1日発効）。この条約は、「51年1月1日前に生じた事件の結果として」難民になった者にのみ適用されるため、国連はこの制約をはずす**難民議定書**を66年秋に承認し、これが67年10月4日に発効した（日本は82年1月1日発効）。  
条約上は締約国の難民受け入れ義務はないが、自国に滞在する難民に対しては同化と帰化を促進し、積極的に諸種の権利を認めなければならない。日本は難民条約加入に際し、日本国籍者に対象を限定していた国民年金法、児童手当法などを改正し、国籍要件を撤廃した。この結果、難民ではないが在日韓国・朝鮮人を含む在日外国人に国民年金加入の道が開かれた。99年10月1日現在の条約当事国は134カ国。
- <http://imidas.shueisha.co.jp/nyujo/search/genre.html>

## 難民条約加盟国

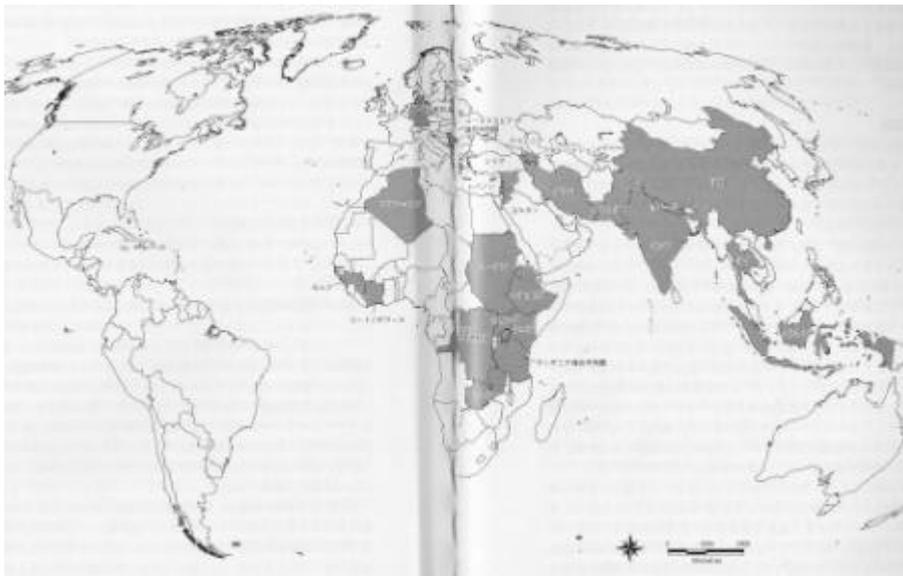


- UNHCR. 2000. 『世界難民白書2000』

## 世界人権宣言 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

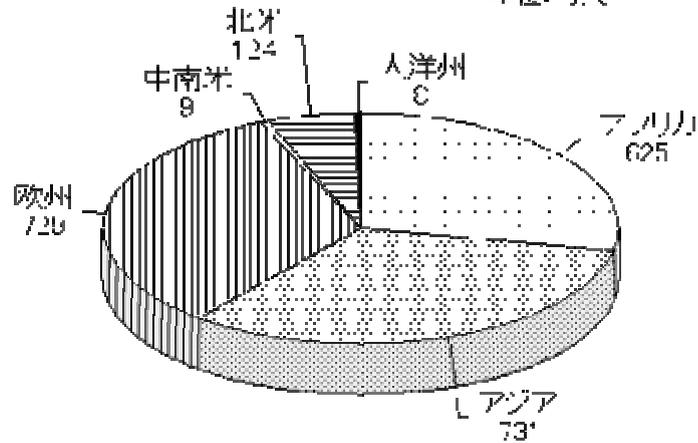
## 現代世界における難民の地理的分布（2000年）



- UNHCR . 2000 . 『世界難民白書2000』

## 地域別難民数 (2001年1月現在)

単位: 万人



UNHCRの保護や支援の対象となっている難民等の数  
(UNRWAが支援を行っているパレスチナ難民(約369万人)を除く)

- <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/index.html>

## 出身国別難民数

3. 出身国別難民数 上位10カ国<sup>\*)</sup> (2000年)

出身国 <sup>*)</sup>	主な庇護国	難民数
アフガニスタン	イラン/パキスタン	3,567,200
ブルンジ	タンザニア	567,000
イラク	イラン	497,400
スーダン	ウガンダ/コンゴ民主共和国/エチオピア/ケニア/中央アフリカ/チャド	465,500
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ユーゴスラビア/クロアチア	454,700
ソマリア	エチオピア/ケニア/イエメン/ジブチ	441,600
アンゴラ	ザンビア/コンゴ民主共和国/ナミビア	421,200
シエラレオネ	ギニア/リベリア	401,800
エリトリア	スーダン	377,100
ベトナム	中国	369,100

\*1 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) が担当するパレスチナ難民 (推定360万人) は、UNHCRの援助対象者に含まれない。しかし、イラクやリビアなど UNRWAの活動地域外に住むパレスチナ難民は UNHCRの援助対象者となる。

\*2 アメリカで定住したベトナム人のように、庇護国で市民権を得た多くの難民は、難民の統計の中に含まれない。

- <http://www.unhcr.or.jp/campaign/hayawakari2001.html>

## UNHCR援助対象者類型別

地域	難民	庇護希望者*1	帰還民*2	国内避難民 など*3	合計
アフリカ	3,611,200	89,800	279,400	1,355,600	5,336,000
アジア	5,378,300	46,800	349,000	2,670,400	8,444,500
ヨーロッパ	2,423,500	332,900	164,000	2,728,300	5,648,700
中米・ カリブ海	37,900	3,400	710	533,600	575,610
北米	628,700	416,500	—	—	1,045,200
オセアニア	68,400	7,200	—	400	76,000
<b>合計</b>	<b>121,148,000</b>	<b>896,600</b>	<b>793,110</b>	<b>7,288,300</b>	<b>21,126,010</b>

\*1 庇護希望者とは現在、自国を離れて他国で難民認定申請を行い、認定の結果を待っている人々のこと。多くは先進諸国に滞在している。

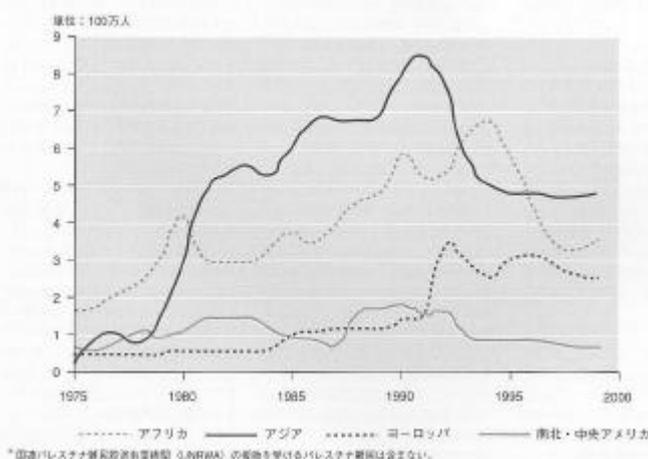
\*2 帰還民とは、故郷へ帰ったものの、生活の再建に助けを必要としている人々のこと。

\*3 UNHCRの本来の任務は、難民の法的保護と難民問題の恒久的な解決であるが、国連事務総長の特別な指示や国連総会の決議などによって、それ以外の人々も援助している。国内避難民(家を追われたものの国境を越えていけなかったために、難民とは異なり、国際法による保護や援助を受けられない人々のこと。その推定数は、世界全体で2000万~2500万人)や戦争被災民、さらには旧ソ連邦の市民で、ソ連邦解体後、国籍を失ったが、まだ新しい国籍を得られていない人々などである。

- <http://www.unhcr.or.jp/campaign/hayawakari2001.html>

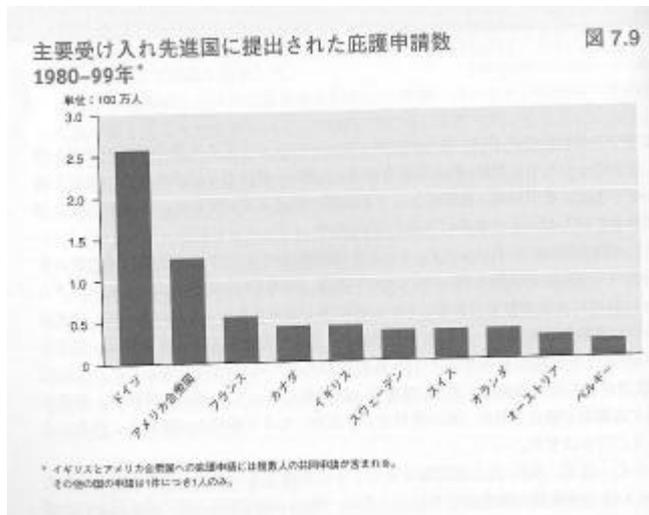
## 庇護人口の地域別推移

主な庇護地域別の難民数 1975-2000年\* 図 5.4



- UNHCR. 2000. 『世界難民白書2000』

## 受入国別庇護申請者数



- UNHCR, 2000. 『世界難民白書2000』

## 難民の歴史

表2.3 難民の世界史

1917年	ロシア革命	ロシア難民	150万人
1922年	オスマン・トルコ帝国崩壊	アルメニア難民	320万人
1923年	ローザンヌ平和条約後のトルコから	ギリシア難民	130万人
		トルコ難民	40万人
1920年代	密教ロシア植民地	アフリカ難民	3万人
1933年以降	ナチスの圧迫で、ドイツやオーストリアから逃れた難民		40万人
1939年	スペイン内乱後、フランコ政権から逃れたスペイン難民		14万人
1946年	フランスのベトナム軍参入	ベトナム難民	5万人
1947年	インド・パキスタンの分断		
	インドからパキスタンへイスラム教徒50万人移動		
	パキスタンからインドへヒンズー教徒50万人移動		
1948年	アラブ・イスラエル紛争	パレスチナ難民	100万人
1949年	中国革命、中国難民が香港へ	中国難民	100万人
1956年	ハンガリー暴乱	ハンガリー難民	20万人
1957年	アルジェリア動乱	アルジェリア難民	20万人
1959年	キューバ、共産主義革命	キューバ難民	30万人
1960年	南西アフリカで独立運動	ナミビア難民	10万人
1960年	アンゴラ難民がザンベジ川へ渡来	アンゴラ難民	16万人
1962年	ルワンダ難民がウガンダへ渡来	ルワンダ難民	15万人
1963年	インドネシア内で分断独立運動	イリアン・ジャヤ難民	2万人
1966年	グアテマラでテロ・政情不安	グアテマラ難民	50万人
1967年	第3次中東戦争	パレスチナ難民	
1968年	チェコ「ブラハの春」終焉	チェコ難民	13万人
1971年	インド・パキスタン戦争	東ベンガル難民	1000万人
1972年	ウガンダ、アジア人を国外追放	アジア難民	15万人
1973年	チリ、クーデター後の政情不安	チリ難民	1万人
1975年	レバノン内戦	レバノン難民	
1975年	チモール内戦、インドネシアの武力併合	チモール難民	5万人
1975年以降	インドネシアでの政変	インドネシア難民	200万人
	ベトナム陥落で南ベトナム難民13万人		
	カンボジア・ラオスの社会主義化(1975年)		
	カンボジア難民	22万人	
	ラオス難民	30万人	
	ベトナムのカンボジア侵攻	カンボジア難民	90万人
	ベトナム統一と国内改革でボート・ピープル		40万人

- 竹田いさみ, 1991. 『移民・難民・援助の政治学』、勁草書房

## 難民の歴史 その

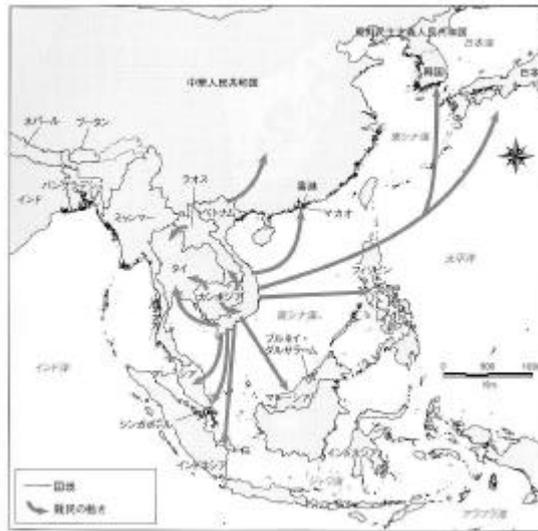
1978年	エチオピア国境紛争と旱魃	エチオピア難民	
1979年	中越紛争で華僑が中国へ、「北越難民」	華僑難民	26万人
1979年	ソ連のアフガニスタン侵攻	アフガニスタン難民 内パキスタン滞留 イラン滞留	550万人 315万人 235万人
1980年代	中米での政治経済情勢の不安	中米難民	200万人
1980年代	エルサルバドル、ニカラグア、グアテマラなどで発生 アフリカ各地で内戦、旱魃「飢饉難民」	アフリカ難民	500万人
	南アフリカ難民、ナミビア難民(82年) 飢饉難民(84年以降)——ソマリア、スーダン、ジブチ、 エチオピア、チャド、ザイール モザンビーク難民(87年) 130万人がマラウイなどへ スーダン内戦(87年) リベリア内戦(89年)		
1983年	スリランカで民族紛争、タミール人がインドへ	タミール難民	20万人
1988年以降	ベトナム経済不況、「経済難民」	ベトナム難民	12万人
1989年以降	中国の経済停滞、「偽装難民」	中国難民	
1989年以降	東欧の民主化・政治改革	東欧難民	
1990年	リベリア内戦	リベリア難民	50万人
1990年	イラクによるクウェート侵攻・併合	クウェート難民	
1991年	イラク内乱	クルド難民	200万人

(出典) 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 資料および宮崎(1993) 85-87頁、本報(1990)などを参考にして作成したものが、統計は難民発生時点のものもあれば、発生から数年におたる累積統計もある。また難民の定義いかにによって、統計に含まれない場合もある。

- ・ 竹田いさみ、1991、『移民・難民・援助の政治学』、勁草書房

## インドシナ難民

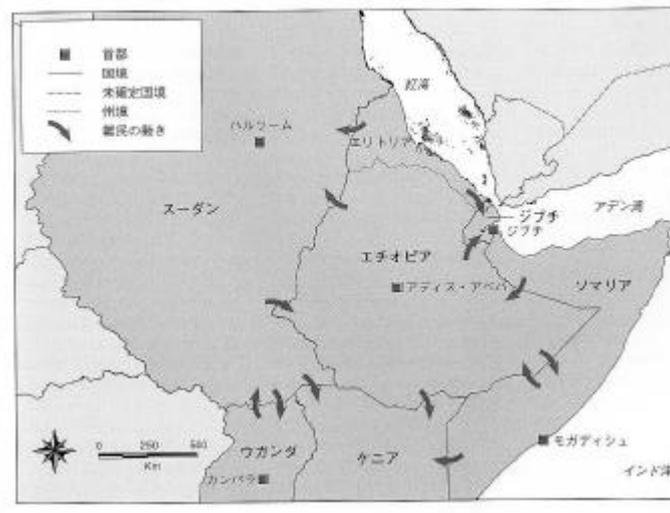
インドシナからの流出 1975-95年 地図 4.1



- UNHCR . 2000 . 『世界難民白書2000』

## エチオピア難民

1980年代 アフリカ北東部における主な難民の動き 地図 5.1



- UNHCR . 2000 . 『世界難民白書2000』



# 旧ユーゴスラビア難民

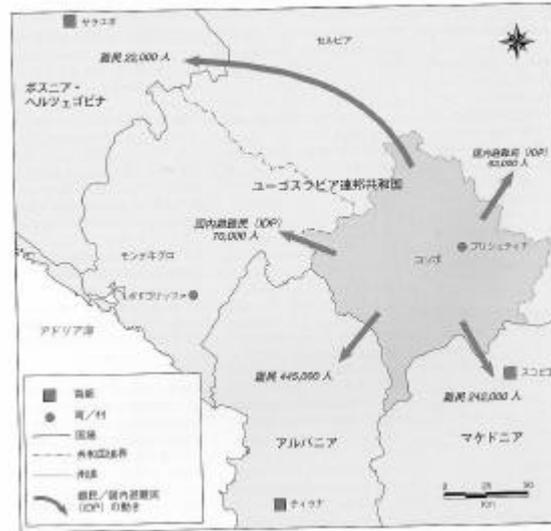
旧ユーゴスラビアの主な避難民の動き 1995年12月 地図 9.2



- UNHCR, 2000. 『世界難民白書2000』

# コソボ難民

近隣国・地域へのコソボ難民の流出 1999年6月半ば 地図 9.4



- UNHCR, 2000. 『世界難民白書2000』

## 難民問題解消のための方策

本国への自発的帰還

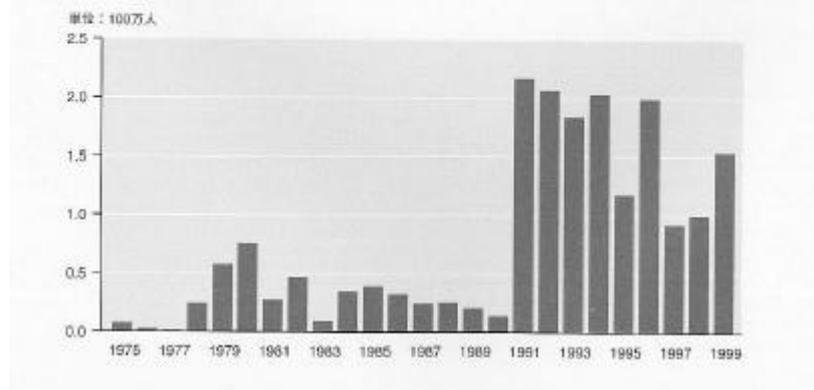
現地への定住

第三国定住

## 帰還人口の推移

世界の帰還民推定数 1975-99年

図 6.1



- UNHCR. 2000. 『世界難民白書2000』